#### 下 水 道 法 の 部 を 改正する 法 律 案 /照条文

地 方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) (抄)

償 却 資産に対して課する固定資産税の課税標準)

たものとする

第三百四十九条の二 れ 償 却資産に対 して課する固定資産税の課税 標 準 は 賦 課期 日 に おける当該償却資産の価 格で償却資産課税 台帳に登録 <del></del>

変電又は送電施設 等に対する固定資産税の課税標準等の特 例

第三百四十九条の三 略)

2

3 前 項 般 の — 業 却 条 ガス事業又は同条第三項の簡易ガス事業の用に供する償却資 ガス事業法 の規定にかかわらず、 の 資産の価格の三分の一 用に供するものを含む。 般ガス事業者を構成員とする中小企業等協同組合その (昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項 当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税 の額とし、 )でガスの製造及び供給の用に供するもののうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。 の 一 他 の 産 政令で定める法人が新設した当該一般ガス事  $\overline{\phantom{a}}$ 般ガス事業者又は同条第四 同条第一 項 <u>の</u> 般ガス事業の用に供する償却資産につい 項の簡易ガス事業者が新設し 業者に対 U た同 て については当 ガスを供 τ ては、 条第一 課税標準は 項 給 条 す の 該 る

ιţ 者 農業協同組 の 共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの 前条の規定に 合、 中小企業等協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く。 かかわらず、 当該機械及び装置に対し て ( 前 新 たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税 項の規定の適用を受けるも その他政令で定める法人が取得した農林漁業者又は のを除く。 )に対して課する固定資産税の課 中 に 税 小 限 標 企

5 17 略)

当

該機械及び装置の価格の二分の一の額とする。

18

の に 固 固定資産税については当該償却 用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、 熱 供 定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税につい 給事業法 (昭 和 四十七年法律第八十八号)第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者が新設した同法第二条第二 資産の価格の三分の二の額とする。 ては当該償 前 条の 却 資 規定にかかわらず、 産 の 価格の三分の 当該償却資産に対し の 額 どし、 そ 項 の の 熱供 後五年 て新 度 分 た 業

略)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例

第十五条 略)

2 { 4 略)

つては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、 準となるべき価格の六分の一(当該償却資産のうち、第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの(総務省令で定めるものを除く。 三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項、第四項若しくは第十八項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設又は設備 ( 既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるも )のうち、 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税 第五号又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に の課税標準 ر اد の 係 あ 標 第 を

る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべ

\_ ≤ = (略) 価格の三分の二)の

額とする。

四 資する施設で総務省令で定めるもの 大気汚染防止 法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、 又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の 抑 制

六 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設及び一 般廃棄物の最終処分場で、 総務省令で定めるも

七 大気汚染防止法第 一条 第二 項 に規定するば しし 煙発生施設 における窒素酸化 物 の 発生を抑止し、 又は著しく減少させるための 燃焼改善設

(略)

で総務省令で定めるもの

6 56 略)

下 水 道 法 (昭和三十三年法律第七十九号)(抄)

用語の定義)

き

に

第二条 この法律に お ١J て次の各号に掲げる用語 の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところに よる

#### (略)

理 するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。 下水道 下水を排除するた めに 設けられる排水管、 排 水渠その )又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その 他の排水施設 か hが l١ 排 水施設を除く。)、これに接 他の 続し 施設 て下水を処 総 体

Ξ 又は 公共下水道 流域下水 道に 主として市街地における下水を排除し、 接続するも のであり、 かつ、 汚水を排 又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、 除 すべ き排水施設 の相当部分が暗渠である構造のもの をいう。 終末処 理 場 を有する も の

#### 四 (略

五 都 市下水路 その規模が政令で定める規模以上のものであり、 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流 かつ、 当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したもの 域下水道を除 をいう。

六 終 末処理場 下水を最終的 に 処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及び

これを補完する施設をいう。

七 排 水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、 第九条第一 項の規定により公示された区域をい う。

八 処 理区域 排 水区 域 のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、 第九条第一 一項におい て準用 する同

項の規定により公示された区域をいう。

ビ 政 活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(以下「水質環境基準」 令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの の 二 下水道の整備に 都道府県は、 関する総合的 環境基 本法 な基本計画 (平成五年法律第九十一号)第十六条第一 (以下「流域別下水道整備総合計画」 項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境 という。)が定められた河川その という。 を定めなければ ならない。 他の公共 公共の 上 の 水 の 水域又は海 条件につい 域 又は海域ごと て 生

# 二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

## 三・四 (略)

2

流域別下水道整備総合計画においては、

国土交通省令で定めるところにより、

次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

流 域別下水道整 備 総 合計画は、 次の各号に掲げる事項を勘案して定めなけ れ ば ならな

一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件

- 二 当該地域における土地利用の見通し
- 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
- 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し
- 五 下水の放流先の状況
- 六 下水道の整備に関する費用効果分析
- 7 (略)

#### (管理)

2

第三条 公共下水道の設置、 改築、 修繕、維持その他の管理は、 市町村が行うものとする。

合に 関 前項の規定にかかわらず、 係 市 おいては、 町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない 関係市町村と協議して、 都道府県は、二以上の市町村が受益し、 当該公共下水道の設置、 改築、 かつ、 修繕、 関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場 維持その他の管理を行うことができる。 この場合において、

## (構造の基準)

第七条 公共下水道の構造は、 政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

# (放流水の水質の基準)

第八条 め る技術上の基準に適合するも 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「公共下水道からの放流水」 の でなければならない という。 の 水質は、 政令で定

# 使用の開始等の届出)

第十一条の二 を変更しようとするときも、 あ らかじめ、 当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、 同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 その届出に係る下水の量又は水質

施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一 継 続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定 項第六号に規定する水質基準対象施設 (以下単に 特定

2

施設」 期 を公共下水道管 という。 の設置者は、 理 者に届け出 なけ 前 項 ればならない。 の規定により届 出 をする場合を除き、 国土交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 使 角開 始 の 時

#### 水洗便 所への改造義 務等

第十一条の三 する同条第一 ものに限る。 項の規定により公示された下水の処理を開始す 処理区 域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、 に改造しなければならない。 べき日から三年以内に、 その便所を水洗便所 当該処理区域についての第九条第二 (汚水管が公共下水道に連結され 項に お て 準用

#### 2 { 略)

た

以下同じ。

#### 除 害施設の設置等

第十二条 る 傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、 ために必要な施設(以下「 公共下水道管理者は、 除害施設」という。)を設け、 著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、 又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。 政令で定める基準に従い、条例で、下水による 又は公共下水道若しくは流域下水道 障害を除 の施設 去 を す 損

2 者 に不当な義務を課することとならないものでなければならない。 前 項の条例は、 公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、 かつ、 公共下水道を使用する

#### 特定事業場からの下水の 排 除 の 制 限)

### 第十二条の二 へ 略

#### 2 (略)

- 3 さ れる下水の水質の基準を定めることができる。 前 項の政令で定め る物質に係るものを除き、 公共下水道管理 者は、 政令で定める基準に従 ίÌ 条例で、 特定事 ,業場から公共下水道 に 排 除
- 4 ഗ も 前 のであり、 項の条例は、 <u>ي</u> 公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最 公共下水道を使用する者に不当な義務 を課することとならないもので なければならない。 小 限 度
- 5 る 者は、 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、 政令で定める場合を除き、 その水質が当該公共下 水道 への 排出口に お ١J て当該条例 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用 で定める基準に適合しない 下 水を排除し てはな す

らない。

6 業場であるとき、 で定める施設である場合にあつては、 設 き第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。 第一 を 設置している工場又は事業場 項 及び前 項 及びその者に適用されている地方公共団 の規定は、 の から公共下水道に排除する下水については、 施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者 一年間)は、適用しない。 体の条例の規定で河川 ただし、 当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事 当該施設が特定施設となつた日から六月間 その 他の公共の水域又は海域 (設置の工事をしている者を含む。 に排除される汚水の (当 Ιţ 「該 施 この限りで が 当 水質につ 設 が 政 該 令 施

、特定施設の設置等の届出

ない

第十二条の三 ときは、 国土交通省令で定めるところにより、 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、 次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。 当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとする

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事 項
- 2 ら継 に より、 の 続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、 施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場か 前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出 当該 なけ 施設が特定施設となつた日から三十日以内に、 ればならない。 国土交通省令で定めるところ
- 3 排 項 除して公共下水道を使用することとなつたときは、 特定施設の設置者は、 を公共下水道管理者に届け出なければならない 前二項の規定により届出をしている場合を除き、 その 日から三十日以内に、 当該特定施設を設置している工場又は事業場から 国土交通省令で定めるところにより、 第一項各号に掲げる 継 続して下水を

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十二条の 四 前 条の 規定による届出をした者は、 その届出 に係る同条第 項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、

国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公共下水道管理 者に届け出なけ れば ならな

## (計画変更命令)

第十二条の五 を含む。 構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出 る基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、 に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一 ) 又は第十二条の三第一 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画 項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例 その届出をした者に対し、その届出に係る特定施 の 廃止を命ずることができる。 に 係る計画 の 定め 設 廃 止 の 道

## (実施の制限)

第十二条の六 更してはならない。 れば、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、 その届出が受理された日から六十日を経過した後でな を変 け

間 を短縮することができる。 公共下水道管理者は、 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、 前 項 の 期

# (氏名の変更等の届出)

2

第十二条の七 又は特定施設 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたと の 使用を廃止したときは、 その日から三十日以内に、 その旨を公共下水道管理者に届け出なければならな

#### (承継)

第十二条の八 地位を承継する。 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、 当該届出をした者の

2 き は、 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、 相続人、 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割 合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。 により当該特定施設を承継した法人は、 当 該届出をし があつたと た者

の地位を承継する。

3 下 前二 水 項 道管理者に届け出なけ の規定により第十二条の三の規定による届出 れば ならない。 をし た者の地 位を承継した者は、 そ の承 継があつた日から三十日以内に、 その旨を公

#### 除 害施設の設置等

第十二条の十 ならない旨を定めることができる。 ならないこととされるものを除く。 公共下水道管理者は、 継続して次の各号に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除 を排除して公共下水道を使用する者に対し、 条例で、 除害施設を設け、 又は必要な措置 をし な け ては れ ば

その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。 )が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下

## 第十二条の二第四項の規定は、 前 項の条例について準用する

2

水

# 水質の測定義務等)

第十二条の十一 ならない 下水道を使用する特定施設の設置者は、 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共 国土交通省令で定めるところにより、 当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなけ れば

## (排水設備等の検査

第十三条 に に立ち入り、 か . ら の お いては、 放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させる 公共下水道管理者は、 排水設備、 あらかじめ、 特定施 その居住者の承諾を得なければならない。 設 公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、 除害施設その他の物件を検査させることができる。 た め に必要な限度に おい て、 ただし、 そ 又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道 の職員をして排水区域内の他 人の住居に使用する建築物に立ち入る場合 人の土地又は 建築物

3 2 第一 前 項 項 の規定により、 の規定による立入検査の 検査を行う職員は、 権限は、 その身分を示す証明書を携帯し、 犯罪捜査のために認められたものと解 関係者の請求があつたときは、 てはならない これを提示しなければならない。

#### 兼用 I |作物の工事)

第十五条 いう。 当該公共下水道の施設を維持させることができる。 の効用を兼ねるときは、 公共下水道管理者は、 公共下水道の施設が道路、 当該他の工作物の管理者との協議により、 堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物(以下これらを「 その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、 他の工作物」と 又は

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条(公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の 行うことができる。 ただし、 公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、 承認を受けることを要しない 施設の維持を

## (兼用工作物の費用)

第十七条 管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、 公共下水道

## (損傷負担金)

は、その必要を生じた限度において、 公共下水道管理者は、 公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用につい その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。 て

## (汚濁原因者負担金)

第十八条の二 用の全部又は一部を負担させることができる。 定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、 水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第六十二条第一項 当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える )に当該特定賦課金の納付に要する費 の 規定により特

# 放流水の水質検査等)

第二十一条 ばならない 公共下水道管理者は、 政令で定めるところにより、 公共下水道からの放流水の水質検査を行い、 その結果を記録しておかなけれ

2 公共下水道管理者は、 政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

## (発生汚泥等の処理)

第二十一条の二 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい 切 もの (次項において「発生汚泥等」という。)については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、 に処理するほか、 有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、 適正に処理しなければならない。 政令で定める基準に従い 積物その 他 の 政令で定め 適 る

2 公共下水道管理者は、 発生汚泥等の処理に当たつては、 脱水、 焼却、 再生利用等によりその減量に努めなければならない。

## (設計者等の資格)

2 第二十二条 ならない 責任において設計図書を作成することをいう。)又はその工事の監督管理(その者の責任において工事を設計図書と照合し、 公共下水道管理者は、 のとおりに実施されているかどうかを確認することをいう。) については、 公共下水道管理者は、 公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、 公共下水道を設置し、又は改築する場合 (政令で定める場合を除く。 政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。 政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせては ) においては、その 設計 それが設 (その 計図 者 の

## (公共下水道台帳)

第二十三条 らない。 公共下水道管理者は、 その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という。)を調製し、 これを保管しなければな

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、 国土交通省令・環境省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、 公共下 水道台帳の閲覧を求められた場合においては、 これを拒むことができない

# (条例で規定する事項)

第二十五条 である地方公共団体の条例で定める。 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、 公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、 公共下水道管理 者

#### (管理)

第二十五条の二 流域下水道の設置で 改築、 修 .繕、 維持その他 の 管 I理は、 都道府県が行なうものとする。

2 前 項 の 規定にかかわらず、 市 町 村は、 都道府県と協議して、 流 域下水道の設置、 改築、 修繕、 維持その他 の管理を行なうことができる。

## (事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者 ( 以下「流域下水道管理者」という。 ) は、流域下水道を設置しようとするとき ιţ あらかじめ、 政令で定めるところにより、 事業計画を定め、 国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 · 3 (略)

つい 前三項の規定は、 て準用する。 流 域下水道管理者が第一 項 の認可を受け た事 業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。 )をしようとする場合に

# (事業計画に定めるべき事項

第二十五条の四 前条第一 項の事業計画においては、 次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

| 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力

二 (略)

三 流域関連公共下水道が接続する位置

四(略)三流域関

五 工事の着手及び完成の予定年月日

2 (略)

## (認可基準)

第二十五条の五 国土交通大臣は、 第二十五条の三第一項 (同条第四 「項において準用する場合を含む。 )の認可をしようとするときは、 事 業

計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない

地 の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、 人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、 地形及び土

流域下水道の構造 が第二十五条の十において準用する第七条の 技術上の基準に適合していること。

#### 三 (略)

兀 当該 い地域 に 関 流 域 別下水道整備総合計画が定められている場合には、 これに適合していること。

五 < 当 は承認がされている場合には、 該 地域に関 U 都 市 計画法第二章の規定により都 流域下水道の 配置及び工事の時期がその都市計画又は 市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都 都市計画事業に適合していること。 市 計画 事 業 の認可若

## (原因調査の要請等)

第二十五条の八 定めて、 若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十において準用する第 八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、 その原因を調査し、 流域下水道管理者は、 調査の結果を報告するように求めることができる。 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、 当 該流域関連公共下水道の管理 著しく当該流域下水道 の 施 者 設 に の !対し、 機能 を妨 期限 げ を

#### 2 (略)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 (略)

2~6 (略)

8 } 10

(略)

土地の占有者又は所 有者は、 正当な理由がない 限り、 第 項の規定による立入又は 時使用を拒み、 又は妨げてはならない

# (公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、 る。 た許可若しくは承認 を取り消し、 流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によつてし 若しくはその条件を変更し、 又は行為若しくは工事の中止、 変更その他の必要な措置を命ずることができ

## •二 (略)

偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

- 2 は 承認を受けた者に対し、 公共下水道管理者、 流域下水道管理者又は都市下水路管理 前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる 者は、 次の各号の一に該当する場合においては、 この法律の規定による許可又
- 公共下水道、 公共下水道、 流域下水道又は 流域下水道又は 都市下水路の保全上又は 都市下水路に関する工事の 一般の利用上著し ためやむを得ない必要が生じた場合 ŀ١ 支障が生じた場合

Ξ 前二号に掲げる場合のほか、 公共下水道、 流域下水道又は都市下水路の管理 上の理 由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生

じた場合

3~6 (略)

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一~四 (略)

五 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、 る項目に関し、 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 前号に規定する物質によるものを除く。) を示す項目として政令で定

3 は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第一項に規定する指定地域に設置されるものをいう。 この法律において「指定地域特定施設」とは、 第四条の二第一項に規定する指定水域の水質にとつて前項第二号に規定する程度の汚水又

4~8 (略)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)(抄)

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の特例)

経費については、 負担又は補助の割 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業(政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。)に係る 合 他 (以下「 の法令の規 国 の負担割合」という。)により、 定にかかわらず、国は、 別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の その一部を負担し又は補助するものとする。 国が公害防止計画におい · て定

め 5 れ て ŧ た公害防 同様とす 止 対策 ż 事 業 を 地 方公共団体に負担金 を課して行なう場合におけ る当該公害 防 止 対策事 業に 係る経費に対 す る 国 の (担割 合に

- 2 ろに こえるときは 前 項の場合におい 当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、 て、 公害 防 止 対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国 同項の規定にかかわらず、 の負担割合が別表に定め 当該他 の 法令の る 玉 の 割 合 を
- 3 げ 第一項の規定は、 る もの のうち、 総 公害防止計 務 大臣 が 主 務 画が定められてい 大臣及び環境大臣と協議 ない 地域 U に て おいて実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から 指定するもの に 係る経費に 対 する国の負担又は 補助 につい て ŧ 第八号までに掲 適 用する

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) (抄)

(みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等)

第十二条の二 保全特別措置法第五条第一 号に規定する程度 は 特定区域となつた」とする 同 法の規定を適用する。 第五条第一 の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設につい 項に規定する区域においては、第二条第一 項に規定する区域 この 場合におい ヾ (以下この項において「特定区域」という。) において」と、 同法第六条第二項及び第十二条第三項中 項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止 て、 これを同条第三項に規定する指定地 指定地域におい . て 指定地域となつた」とあるの とある の 法 第二 は 域 特定施設 瀬戸 条第二項 , 内 海 環 み 境 な

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)(抄)

( みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等 )

第十四 第六条第二項及び第十二条第三項中「 て政令で定める施設 あ て「特定地域」 る 別措 の は :置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設につい 指定地域 前 条第一 という。 に 項又はこの について、 おいては、 しに これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、 項 おいて」と、「指定地域となつた」 湖沼の水質にとつて水質汚濁 (瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。 指定地域におい ר כ ع あるの 防 止 法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排 ばっ とあるのは「 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地 て の同条 特定地域となつた」と、同法第六条第二項 の規定により適用され 同法の規定を適用する。 る前条第一 この場 域 合に 項 (以下この項 中 又はこの項」 出する施 おい 湖沼水質保 同法 に お

令若しくは」と、 同法第十三条第四項中「第二条第二項若しくは第三項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」 「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。 とあるのは 政

環境基本法 (平成五年法律第九十一号) (抄)

第十六条 政府は、 境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、 人の健康を保護し、 及び生活環

2 { 4 (略)

日 本郵政公社法 (平成十四年法律第九十七号) (抄)

(中期経営目標及び中期経営計画)

2

(略)

第二十四条

(略)

3 中期経営計画にお いては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

\ = (略)

五 四 簡易生命保険業務(第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。 郵 便貯金の預り金(郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。 以下「郵便貯金資金」という。)の運 用計 以

下この条及び第三十条第二項において同じ。) に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていない もの (簡易生命保険業

務に係る日常の支出に必要な資金を除く。 以下「簡易生命保険資金」という。)の運用計画

4 \ 8

(略)